お知らせ

株式会社 とくしま建築住宅センター

建築基準法の改正により、 $\frac{2\pi 2 + 4 \pi}{1}$ から以下の様式が改正されました。

1. 確認申請書(建築物) 第四面
2. 計画変更確認申請書 (建築物) 第四面
(第四面) 建築物別概要
【1. 番号】~【4. 構造】(略)
【5. 主要構造部】
□耐火構造
□建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
□準耐火構造
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロ-1)
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)
□その他
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】
□建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
□建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
□建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
□その他
□建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない
【7. 建築基準法第61条の規定の適用】
□耐火建築物 □延焼防止建築物 □準耐火建築物
□準延焼防止建築物 □その他 <mark>□建築基準法第61条の適用を受けない</mark>
【8. 階数】~【19. 備考】(略)
3. 建築計画概要書 第二面
(第二面)
建築物及びその敷地に関する事項
【1.地名地番】~【17.特定工程工事終了予定年月日】(略) 【18. 建築基準法第12条第3項による検査を要する防火設備の有無】
【16. 建築基準伝第12宋第 3 頃による快宜を安りる防火設備の有無】 □有 □無

【19. その他必要な事項】